



JA安房の現況
ディスクロージャー誌

2023



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A安房は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A安房の現況 ディスクロージャー誌 2023」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月 安房農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A安房のプロフィール

◇名称	安房農業協同組合	◇組合員数(正准)	18,331人
◇設立	平成8年4月	◇役員数*	35人
◇本店所在地	館山市安東72	◇職員数	200人
◇出資金	28億円	◇支店数	16店
◇総資産	1,713億円	◇単体自己資本比率	12.71%

令和4年12月31日現在

(※役員数は令和5年4月1日現在)

目 次

あいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和4年度）	3
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献情報	6
7. リスク管理の状況	6
8. 自己資本の状況	16
9. 主な事業の内容	17

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	30
3. キャッシュ・フロー計算書	32
4. 注記表	33
5. 剰余金処分計算書	69
6. 部門別損益計算書	70
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	74
8. 会計監査人の監査	74

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	75
2. 利益総括表	76
3. 資金運用収支の内訳	76
4. 受取・支払利息の増減額	77

III 事業の概況

1. 信用事業	78
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	

(2) 貸出金等に関する指標

- ① 科目別貸出金平均残高
- ② 貸出金の金利条件別内訳残高
- ③ 貸出金の担保別内訳残高
- ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
- ⑤ 貸出金の使途別内訳残高
- ⑥ 貸出金の業種別残高
- ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高
- ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況

及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- ⑪ 貸出金償却の額

(3) 内国為替取扱実績

(4) 有価証券に関する指標

- ① 種類別有価証券平均残高
- ② 商品有価証券種類別平均残高
- ③ 有価証券残存期間別残高

(5) 有価証券等の時価情報等

- ① 有価証券の時価情報
- ② 金銭の信託の時価情報
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、

有価証券関連店頭デリバティブ取引

2. 共済取扱実績 87

- (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高
- (2) 医療系共済の共済金額保有高
- (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高
- (4) 年金共済の年金保有高
- (5) 短期共済新契約高

3. 農業関連事業取扱実績 89

- (1) 買取購買品（生産資材）取扱実績
- (2) 販売品取扱実績
- (3) 保管事業取扱実績
- (4) 利用事業取扱実績

4. 生活その他事業取扱実績 91

- (1) 買取購買品（生活物資）取扱実績
- (2) 福祉・介護事業取扱実績

5. 指導事業 92

あいさつ

平素より、JA 安房をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

昨年は、一昨年に引き続き新型コロナウイルスによる影響が終息せず、流行の長期化も心配されましたが、ワクチン接種の促進等により重症化する患者数が抑制され、現在は感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図るよう方向転換されてきました。

さて、国内経済に目を向けますと、深刻なコロナ感染による中国経済鈍化の影響や、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な景気減速の影響が心配されています。しかし国内の半導体や素材供給は徐々に回復しつつあり、一方では行動制限の緩和に伴う外食や旅行業などの回復と投資意欲の旺盛な製造業等に牽引され、日本経済はプラス成長に向かうものと予想されています。

当 JA では、昨年度策定した自己改革工程表に基づき、組合員との対話や意思反映に伴う「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とした創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。また、不祥事再発防止策の確実な実践により「取組指標を満たしていない JA」としての指定も解除されました。

令和 5 年度は、第 9 期中期計画の 2 年目にあたり、昨年同様自己改革を実践するための具体的な方針と組合員との対話、更には自己改革を支える経営基盤の確立・強化に向け、役職員一同努力を重ねて参りますので、今後とも JA 事業に一層のご支援を賜りたくお願い申し上げます。



安房農業協同組合
代表理事組合長 松元善一

1. 経営理念

- ◇ J A安房は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- ◇ J A安房は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ◇ J A安房は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

◇ 営農・経済事業部門

農業生産資材全般の価格が高騰していることから、あらゆる面からの生産コスト低減を最優先課題として取り組みます。

営農事業では、地域の環境と実態に即した農業振興に努め、多様な担い手づくりと多彩な産地づくり、消費者の視点に立った安全、安心な農畜産物の生産と提供に取り組みます。また、各関係機関と連携し認定農業者の育成や新規就農者の確保に努めます。さらに、販売力の強化と流通コストの低減等に取り組み、農業所得の向上を図ります。

経済事業では農業経営を圧迫している農業生産資材価格の高騰に対し、関係機関との連携を強化し、助成措置の検討、事務的支援等に取り組むとともに、作業効率を向上させる情報の提供、暮らしに貢献できる生活資材の提供により、生産者との繋がり強化を図って参ります。

これらの取り組みを着実に実施するために、経営資源を営農・経済事業部門に重点化し、体制を強化します。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図るとともに、事業環境の変化を踏まえ「多様化する農業・地域・暮らしへ貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJ Aバンクを目指し、信用事業としての役割発揮に向けて取り組みます。

◇ 共済事業部門

組合員・利用者との繋がりを強化し、一人ひとりに寄り添った「安心」と「満足」の提供を実現させるため、対面と非対面が融合した地域密着の推進活動に取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(令和4年度)

令和4年の日本経済は、深刻なコロナ感染が続く中国経済の低迷、さらにはロシアのウクライナ侵攻による食料やエネルギー需給悪化、企業活動と金融市場の縮小など、世界経済全体の成長減速とインフレ加速のあおりを受け、本格的な回復には至りませんでした。

為替については円安ドル高が進行し、10月には151円台後半まで円安が進みました。円安による輸出企業の業績改善効果は以前より弱まっている一方で、輸入価格の上昇から電気・ガス代、加工食品や外食など、多くの日用品にも値上げの動きが波及したほか、サービス分野でも価格が上昇しました。

このような背景の中で景気回復の勢いは緩やかながらも雇用環境については改善が進み、失業者は6万人減少、非労働力人口は80万人減少となったほか、雇用者は55万人増加しました。企業の求人数も高まっており、有効求人倍率はコロナ・ショック直後の水準まで回復しました。

地域農業においては、人口の減少と農業従事者の高齢化により、今後一層の担い手の減少が見込まれる中、労働力不足等の生産基盤の弱体化が急速に進んでおり深刻な課題となっています。

そのような中、当組合の財務状況については、自己資本の増強に取り組んできた結果、自己資本比率は12.71%となっております。

収益面では、事業利益が2億60百万円、経常利益は3億64百万円となりましたが、固定資産処分損を20百万円計上し、法人税等控除後の当期剰余金は2億57百万円、計画対比では183.4%となりました。

主な事業活動の成果については、厳しい経済情勢の中、組合員皆様のご協力により以下のとおりとなりました。

指導事業では、生産履歴簿を基本に「食の安全・安心産地づくり」を進めるため、農薬の適正使用について指導を徹底しました。

新型コロナウイルスの影響で観光いちご狩りの入園客が大幅に減少する中、昨年に続き全共連千葉県本部からの支援、「地域・農業活性化積立金」を活用し「プレミアムいちご狩り前売り入園券」を発行し、入園強化を図りました。また、農産物鮮度保持のため集出荷場にスポットエアコンを設置し、品質管理の徹底に努めました。

担い手対策では、肥料価格高騰対策として各市町へ緊急支援を行い肥料費交付金の支援を行いました。また、国への補助金対応として 422 名へ交付申請をしました。新たな担い手・多様な担い手対策としては、農業元気塾を開講し延べ 238 名が受講しました。また、食用ナバナ新規生産者の育成と生産技術向上を目的に、南房総農業支援センターと共催で「チャレンジセミナー」を開催し 88 名が参加しました。

有害鳥獣被害防止対策として防護柵資材等の助成を行うとともに、研修会を開催し被害軽減に取り組みました。

販売事業では、農産物の出荷体系も見直し、花きについては集出荷場を有効利用した 2 日前出荷を安房地域全体に広げ販売物価格安定に繋げました。販売契約出荷も品目を増大し、価格安定を図り農業者所得増大に向けて取り組みました。また、物流改善により集荷体制を確立すると共に系統販売への取り組み強化をしました。

市場情勢については、(株)大田花きの磯村社長を招き今後の市場動向、産地への要望と課題についての講演会を実施しました。

直販課では、JA グリーンを利用した移動販売先の地域を拡大し、新たな顧客の確保、地域に密着した事業の展開をしました。また、コロナ禍でありイベント開催が困難な状況でもありましたが JA グリーンに焼き芋焼き機を新たに購入し集客確保に努めました。

この結果、販売品取扱高は 42 億 93 百万円となりました。

生活指導事業では、組合員の健診に 251 名が受診し、結果報告会を通じて病気予防、早期発見等、健康づくり支援に努めました。

購買事業では、肥料の価格高騰を受け、品不足解消のための在庫確保、値上価格改定日の延期、予約注文体制の強化を図り生産トータルコスト低減を踏まえた生産者所得の増大に取り組みました。

燃料事業では、燃料価格の上昇を受け、籾乾燥機・園芸施設で使用する営農用燃料を対象に、販売価格の直接値引き対応を行いました。

農機事業では、6月と11月に農機具展示会を約2年ぶりに開催をいたしました。また、年間を通じ農作業の効率化を図るための農機具実演会を多数開催しました。

葬祭事業では、新型コロナウイルス感染対策を講じた安全な葬儀の施行に努め、人形供養祭をはじめ地域振興を踏まえたイベントを開催しました。

LPガス事業では、(株)JA エネルギー千葉との連携により保安体制強化に努め、利用者へのサービス提供強化に取り組むとともに、ガス器具展示即売会を開催いたしました。

この結果、購買品取扱高は38億18百万円となりました。

高齢者福祉事業では、約22年間地域の福祉に貢献して参りました福祉センターを閉館致しました。地域の皆さまには長い間あたたかいご支援をいただきありがとうございました。

信用事業では、融資専任担当者を中心に各部署との連携により、近代化資金を中心とした農業資金の提案と、住宅業者からの情報提供による住宅ローンの普及に努めましたが、公金等の償還により、貸出金期末残高157億38百万円となりました。貯金では、各種定期貯金キャンペーンの実施と、年金口座の獲得推進に努めましたが、貯金期末残高1,602億29百万円となりました。

共済事業では、昨年引き続き新型コロナウイルス感染防止を考慮した3Q活動による普及活動に取り組んだ結果、推進総合ポイントは712万ポイントとなりました。特にひと保障については、前年対比では136.1%となりました。
※推進総合ポイントとは共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

5. 農業振興活動

- ◇ コロナ禍での農畜産物の消費拡大に向けた積極的な情報発信を行っています。
- ◇ 有害鳥獣被害軽減対策に取り組んでいます。
- ◇ J Aグリーンで新鮮な地元産農産物の販売を行っています。
- ◇ 需要に基づく農産物の生産販売を図っています。
- ◇ 新規就農者の相談・育成・営農支援を行っています。
- ◇ 認定農業者等への農業経営支援、農業制度資金普及活動を行っています。

6. 地域貢献情報

◇ 社会貢献活動

- ・ 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- ・ 地域行事への参加
- ・ 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
- ・ 年金相談会の開催
- ・ 日本赤十字社の献血への積極的参加

◇ 地域貢献情報

当 J A は、館山市、南房総市、鋸南町、鴨川市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では新型コロナウイルス感染症等の拡大を踏まえた農業者等に対する資金繰り支援、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な金融市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変わり、資産・負債から生み出される収益に損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主（自店）検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、各課・支店・事業所にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を置いています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等受付窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0470-24-9111(月～金 8時30分～17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)

東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ J Aバンク利用者保護等管理方針

当 J A は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的、かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑な措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当組合は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下、「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

◇個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取

り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店・事業所のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、改善への取り組みを求めるとともに被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに代表理事組合長、理事会、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇内部統制システム基本方針

当組合は法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。
6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組み、内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年12月末における自己資本比率は、12.71%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 2,897 百万円（前年度 2,667 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・財務基盤強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、増資運動に取り組んでおり、令和4年度末の出資金額は、対前年度比230百万円増の2,897百万円となっています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA、農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

① 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただいております。

また、公共料金、県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯 金 商 品 一 覧

(令和5年4月1日現在)

種 類	期 間	預入金額	特 徴
当 座 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	小切手等の決済支払い貯金、無利息
普 通 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	入出金自由、各種自動振替、キャッシュカード発行可
総 合 口 座	定めなし	1円以上 1円単位	普通貯金と定期貯金がセット、定期貯金担保で当座貸越をします。
決 済 用 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	入出金自由、各種自動振替、キャッシュカード発行可 無利息型貯金
貯 蓄 貯 金	定めなし	1円以上 1円単位	安全・流動性・収益性に優れています。
期日指定定期貯金	最長預入期間 3年(据置1年)	1円以上 300万円未満 1円単位	満期日を据置期間満了日から預入期限までの間任意の日を指定できます。
スーパー定期貯金	単利型:1・2・3・6ヶ月 1・2・3・4・5・7・10年 複利型:3・4・5・7・10年	1円以上 1円単位	預入時の店頭表示の利率が満期日まで適用されます。
大口定期貯金	1・2・3・6ヶ月 1・2・3・4・5・7・10年	1,000万円以上 1円単位	預入時の店頭表示の利率が満期日まで適用されます。
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上 1円単位	6ヶ月ごとに適用利率を変動します。
定 期 積 金	6ヶ月以上 10年以下	1回1,000円以上 1円単位	無理なく毎月積み立て、積金契約時の利回りを満期日まで適用します。

② 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

融 資 商 品 一 覧

(令和5年4月1日現在)

種 類	期 間	貸 出 金 額	資 金 使 途
農 業	営 農 資 金	10年以内	所要資金の100%以内 農業経営に要する施設・資材の購入資金
	農 業 近 代 化 資 金	15年以内	規則、通達に定める額の範囲内 農業近代化資金助成法及び千葉県規則に定める資金
	JA交付金等つなぎ資金	1年以内	交付金相当額のうちJA口座にご入金される金額内 国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金
	JA農機ハウスローン	15年以内	1,800万円以内 農業・地域の振興に資する事業に必要な資金
	JAアグリマイティー資金	15年以内	所要資金の100%以内 農業・地域の振興に資する事業に必要な資金
農 外	農 外 事 業 資 金	25年以内	所要資金の80%以内 農外事業を行うために要する資金
	賃 貸 住 宅 資 金	30年以内	所要資金の100%以内 組合員自ら経営を行う賃貸住宅に要する資金
	当 座 貸 越	1年以内	年間売上の50%以内 営業・事業に必要な短期の運転資金
そ の 他	団 体 資 金	10年以内	所要資金の100%以内 団体が必要とする事業資金及び組合が認める資金等
	公 共 資 金	15年以内	所要資金の100%以内 公共団体が必要とする事業資金
生 活 一 般	J A 住 宅 ロ ー ン	40年以内	10万円以上10,000万円以内で担保価格以内 宅地・住宅の取得及び増改築資金及び庭園の造成・整備資金
	JAリフォームローン	1年以上 15年以内	10万円以上 1,500万円以内 既存住宅の増改築・住宅関連設備資金・庭園等の造成資金
	JAマイカーローン	6ヶ月以上 10年以内	10万円以上 1,000万円以内 自動車・バイクの購入および購入に付帯する諸費用等
	J A 教 育 ロ ー ン	据置期間を含め 15年以内	10万円以上 1,000万円以内 入学金など教育に必要な資金

種 類		期 間	貸 出 金 額	資 金 使 途
生 活 一 般	J A カードローン	1年毎の更新	20・50・100・200・300 万円	生活向上に資するための資金
	J A フリーローン	6ヶ月以上 15年以内	10万円以上 500万円以内	生活に必要とする一切の資金
	J A 賃貸住宅ローン	1年以上 30年以内	1百万円以上 300百万円以内	賃貸住宅の建設、増改築、補改修を目的とする資金
	生 活 資 金	7年以内	所要資金の80%以内	組合員等の必要とする生活資金
	共 済 担 保	満期日まで 5年以内	共済契約の 貸付可能額以内	共済契約者が必要とする資金

③ 為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

④ その他の業務及びサービス

当 J A では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国の J A での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

⑤ 信用事業手数料一覧

㊦ 振込・送金手数料

(令和5年4月1日現在)

利用区分			当JA		県内 JA宛	県外 JA宛	他金融 機関宛	
			自店舗宛	他店舗宛				
振込 手数料	窓口	電信扱	3万円以上	330円	440円	440円	440円	770円
			1万円以上 3万円未満	220円	220円	220円	220円	550円
			1万円未満	110円	110円	220円	220円	550円
		文書扱	3万円以上	—	—	440円	440円	660円
			3万円未満	—	—	220円	220円	440円
		ATM	キャッシュカード扱	3万円以上	無料	220円	220円	220円
	3万円未満			無料	110円	110円	110円	220円
	ネットバンク		3万円以上	無料	無料	220円	220円	330円
			3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円
	法人ネットバンク		3万円以上	無料	無料	220円	220円	330円
			3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円
	送金手数料			至急扱	440円	440円	440円	440円
普通扱				440円	440円	440円	440円	550円

※ 組合員(ご本人様)が窓口にて当支店のお客様口座に振込む場合は、上記自店舗宛の手数料を免除いたします。

㊦ 両替手数料・金種指定支払手数料

(令和5年4月1日現在)

1枚～100枚	無料
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	770円
2,001枚以上	1,100円(1,000枚毎に330円を加算)

※両替枚数は、持参した紙幣・硬貨の合計枚数と持帰る合計枚数のいずれか多い枚数といたします。

※同日に複数回ご利用される場合は、紙幣、硬貨枚数を合算いたします。

※窓口来店・訪問いずれの場合も対象といたします。

※現金での貯金払戻しの際に金種を指定された場合(1万円札の枚数は除く)にも対象といたします。

※記念硬貨への交換は無料です。

㊧ 大量紙幣、硬貨整理手数料

(令和5年4月1日現在)

1枚～500枚	無料
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	1,100円
2,001枚以上	1,540円(1,000枚毎に440円を加算)

※入金・振込・払込等の際に、枚数に応じて上記手数料をいただきます。

(1万円札の枚数は除く)

※金額算定後にご入金を取りやめる場合も、手数料をいただきます。

※同日に複数回ご利用される場合は、紙幣、硬貨枚数を合算いたします。

※窓口来店・訪問いずれの場合も対象といたします。

※枚数を数えてご来店された場合も、JAにて精査しますので手数料をいただきます。

※募金・義援金・税金・公共料金の場合は無料です。

㊨ 貯金口座振替、貯金口座振込(契約書締結)・定時自動集金・定時自動送金

(令和5年4月1日現在)

利用区分	単位	手数料
貯金口座振替・貯金口座振込 (契約済)	1件	55円
定時自動集金	1件	55円
定時自動送金(JA安房)	1件	55円
定時自動送金(JA安房以外)	手数料は振込手数料(窓口電信)に準ずる	

㊦ ATM手数料

(令和5年4月1日現在)

金融機関名	お取引内容	利用時間			
		平日 8:45～18:00	土曜 9:00～14:00	平日・土曜日の その他時間帯 および 日曜日・祝日	
JAバンク	入出金	無料	無料	無料	
提携金融機関	JFマリンバンク	出金	無料	無料	無料
	三菱東京UFJ銀行	出金	無料	110円	110円
	セブン銀行	入出金	110円	220円	220円
	イーネットATM	入出金	110円	220円	220円
	ローソンATM	入出金	110円	220円	220円
	ゆうちょ銀行	入出金	110円	220円	220円
	その他 (MICS提携)	出金	110円	220円	220円

※ 稼働時間はATMにより異なります。

※ イーネットATMはファミリーマート・スリーエフ・ポプラ等のコンビニエンス・ストアに設置されています。

※ その他(MICS提携)は金融機関により手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示等でご確認下さい。また、残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。

㊦ その他手数料

(令和5年4月1日現在)

利用区分		単位	金額	備考	
約束手形帳・為替手形帳発行手数料		1冊(25枚)	1,100円		
小切手帳発行手数料		1冊(50枚)	1,100円		
自己宛小切手発行手数料		1枚	550円		
約束手形口 (マル専)	手形用紙交付	1枚	550円		
	口座開設	1口座	3,300円		
カードローン 口座	口座開設	1口座	1,100円		
ICキャッシュカード		1件	無料		
JAカード(ICキャッシュカード一体型)		1件	無料		
再発行	通帳・証書	1件	550円		
	キャッシュカード・ローンカード	1件	550円		
	ICキャッシュカード	1件	1,100円		
	JAカード(ICキャッシュカード一体型)	1件	550円		
残高証明書発行		1通	220円		
取引履歴発行		1件	440円	正組合員を除く。	
未利用口座管理手数料		1口座	年間 1,320円	対象貯金: 普通貯金・貯蓄貯金 対象金額: 残高10,000円未満 未利用期間: 最終異動日から2年	
代金取立 手数料	電子交換	即日入金分	1通	無料	お預かり後ただちに入 金可能な取り立てを指 します。
		上記以外	1通	880円	
	個別取立	1通	1,100円	通帳等の取立等、電子 交換の対象外や、電子 交換所に参加しない金 融機関宛の手形・小切 手など直接郵送で対応 が必要なものが対象と なります。	
送金・振込の組戻料		1件	660円	手数料を超える経費が ある場合にはその実費 を徴収。	
取立手形組戻料		1通	1,100円		
取立手形店頭提示料		1通	1,100円		
不渡り手形返却料		1通	1,100円		

〔共済事業〕

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。

万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして自動車事故による賠償やケガ、修理に備える「くるま」の保障。この「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

共 済 商 品 一 覧

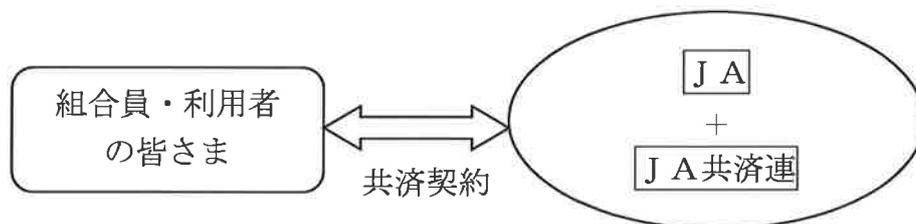
(令和5年4月1日現在)

商 品 名	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
一時払 終身共済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
引受緩和型 終身共済	健康に不安のある幅広い年齢の方も、簡単な手続きで万一の際の保障を確保することができます。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
一時払 養老生命共済	まとまった資金を活用して加入する養老生命共済です。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。
定期生命共済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人の経営者などの万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
引受緩和型 医療共済	健康に不安のある幅広い年齢の方も、簡単な手続きで充実した医療保障を確保することができます。公的医療保険制度に連動したわかりやすい保障内容で、先進医療の保障も加えることができます。
がん共済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払 介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障をするプランです。
特定重度疾病共済	三大疾病をはじめとする生活習慣病により所定の状態に該当した場合の経済的負担に一時金で身近なリスクに備えることができます。

商 品 名	内 容
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
こども共済	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	住まいの火災や落雷などの損害を保障します。
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	自動車、バイク（二輪自動車、原動機付自転車）には、法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



J A J A 共済の窓口です。
組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

J A 共済連 J A と一体になって J A 共済事業を運営しています。
各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

① 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けするため、真空予冷庫の活用、トレーサビリティの拡充強化、ポジティブリスト制度への対応を行い、市場に出荷しています。

② 購買事業

購買事業は、農業者や消費者に肥料、農機具、飼料などの生産資材や食品、日用雑貨用品、耐久消費財など生活資材をできるだけ安く、良質なものを安定的に供給しています。

〔営農・生活相談事業〕

① 営農指導事業

当JAでは、利用者・組合員が気軽に相談できる体制を事業の一環として行っています。

組合員の営農・生活指導はもとより、健康相談などの総合的相談機能により、暮らし全般にわたってサポートしています。

〔生活関連事業〕

① 店舗事業

JAグリーンは、地元産を使用した店頭精米、地域の安心で新鮮な農産物を販売しています。農家や地域の人たちのため、肥料・農薬・農業資材などを豊富に取り揃え、土曜、日曜、祝日もオープンしている店舗です。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的
制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフ
ティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編
強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強
化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと
「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組
みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システ
ム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の
充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻
を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA
等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)
経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが
拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のた
めに必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案
力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の
一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった
場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序
の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する
「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責
任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

資 産 の 部		
科 目	令和3年度 (令和3年12月31日)	令和4年度 (令和4年12月31日)
1. 信用事業資産	163,697,025	158,647,271
(1) 現金	1,690,643	805,509
(2) 預金	129,722,940	125,164,024
系統預金	129,671,740	125,124,959
系統外預金	51,199	39,065
(3) 金銭の信託	1,000,000	1,000,000
(4) 有価証券	14,700,939	15,469,417
国債	2,745,600	3,020,700
社債	3,467,840	5,049,630
株式	953,322	954,251
受益証券	5,364,358	4,454,438
投資証券	2,169,819	1,990,398
(5) 貸出金	16,030,634	15,738,410
(6) その他の信用事業資産	551,867	469,909
未収収益	537,581	457,076
その他の資産	14,285	12,832
(7) 貸倒引当金(控除)	—	—
2. 共済事業資産	12,314	8,312
(1) 共済未収収益	11,881	7,792
(2) その他の共済事業資産	432	519
3. 経済事業資産	925,231	1,140,402
(1) 経済事業未収金	466,392	576,791
購買未収金	349,291	387,787
販売未収金	101,553	180,511
福祉未収金	10,864	4,496
その他事業未収金	4,682	3,994
(2) 経済受託債権	272,921	352,567
(3) 棚卸資産	181,917	207,372
繰越購買品	173,794	200,705
繰越販売品	—	—
印紙・証紙	2,105	1,822
その他棚卸資産	6,017	4,843
(4) その他の経済事業資産	6,571	5,560
(5) 貸倒引当金(控除)	△2,570	△1,889
4. 雑資産	226,312	258,566
5. 固定資産	5,595,898	5,548,448
(1) 有形固定資産	5,592,586	5,546,491
建物	4,319,541	4,328,950
機械装	971,868	994,418
土地	3,785,860	3,785,860
建設仮勘定	—	1,610
その他の有形固定資産	1,244,864	1,221,498
減価償却累計額(控除)	△4,729,548	△4,785,848
(2) 無形固定資産	3,311	1,957
6. 外部出資	5,467,393	5,467,393
系統出資	5,232,214	5,232,214
系統外出資	235,179	235,179
7. 繰延税金資産	126,669	310,259
資産合計	176,050,843	171,380,652

(単位:千円)

負債及び純資産の部			
科 目		令和3年度 (令和3年12月31日)	令和4年度 (令和4年12月31日)
1.	信用事業負債	164,297,909	160,517,249
(1)	貯	164,096,108	160,229,645
	当座貯金	16,669	20,820
	普通貯金	74,612,532	74,997,250
	貯蓄貯金	140,819	139,130
	納税貯金	11,985	12,282
	通知貯金	35,000	—
	別段貯金	107,716	39,100
	定期貯金	88,081,887	84,015,094
	定期積金	1,089,495	1,005,966
(2)	借入	1,396	698
(3)	その他の信用事業負債	200,404	286,905
	未払費用	40,262	25,008
	その他の負債	160,142	261,897
2.	共済事業負債	404,044	412,144
(1)	共済資金	206,375	217,375
(2)	未経過共済付加収入	196,400	193,610
(3)	共済未払費用	1,165	1,034
(4)	その他の共済事業負債	103	124
3.	経済事業負債	434,659	418,989
(1)	経済事業未払金	392,945	396,796
(2)	経済受託債務	34,461	12,753
(3)	その他の経済事業負債	7,252	9,439
4.	雑負債	356,012	246,506
(1)	未払法人税等	91,162	21,793
(2)	資産除去債務	20,057	19,531
(3)	その他の負債	244,792	205,182
5.	諸引当金	680,127	607,102
(1)	退職給付引当金	654,835	579,199
(2)	役員退職慰労引当金	25,292	27,903
6.	繰延税金負債	—	—
7.	再評価に係る繰延税金負債	733,231	733,231
	負債合計	166,905,984	162,935,225
1.	組合員資本	7,256,600	7,698,675
(1)	出資資金	2,667,171	2,897,679
(2)	資本準備金	288,192	288,192
(3)	利益剰余金	4,315,423	4,524,726
	利益準備金	2,880,715	3,030,715
	その他剰余金	1,434,708	1,494,010
	施設整備積立金	200,000	200,000
	残留農薬事故対策積立金	100,000	100,000
	経営安定化積立金	460,000	600,000
	当期末処分剰余金	674,708	594,010
	(うち当期剰余金)	(308,860)	(257,227)
(4)	処分未済持分	△14,187	△11,922
2.	評価・換算差額等	1,888,258	746,750
(1)	その他の有価評価差額金	250,474	△891,033
(2)	土地再評価差額金	1,637,784	1,637,784
	純資産合計	9,144,859	8,445,426
	負債及び純資産合計	176,050,843	171,380,652

2. 損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
	(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
1. 事業総利益	2,247,690	2,074,930
事業収益	6,246,287	5,345,413
事業費用	3,998,596	3,270,482
(1) 信用事業収益	1,473,268	1,250,807
資金運用収益	1,027,584	963,665
(うち預金利息)	(570,664)	(495,456)
(うち有価証券利息配当金)	(207,421)	(255,368)
(うち貸出金利息)	(164,807)	(156,461)
(うちその他受入利息)	(84,690)	(56,379)
役務取引等収益	40,894	36,713
その他事業直接収益	155,465	114,163
その他経常収益	249,324	136,264
(2) 信用事業費用	316,801	259,179
資金調達費用	31,829	26,270
(うち貯金利息)	(30,537)	(24,982)
(うち給付補填備金繰入)	(222)	(159)
(うちその他支払利息)	(1,069)	(1,128)
役務取引等費用	12,510	10,701
その他事業直接費用	1,479	1,510
その他経常費用	270,981	220,697
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6,415)	(-)
信用事業総利益	1,156,467	991,627
(3) 共済事業収益	682,182	659,083
共済付加収入	637,487	619,384
共済奨励金	40,692	35,905
その他の収益	4,002	3,793
(4) 共済事業費用	30,533	31,600
共済推進費用	15,721	16,525
共済保全費用	6,860	7,260
その他の費用	7,952	7,814
共済事業総利益	651,649	627,483
(5) 購買事業収益	3,674,918	3,025,373
購買品供給高料	3,596,901	2,871,291
購買手数料	-	95,831
修理サービス料	38,837	37,734
その他の収益	39,180	20,516
(6) 購買事業費用	3,354,868	2,694,205
購買品供給原価	3,202,415	2,550,782
購買品供給費用	112,921	114,201
修理サービス費用	1,595	1,691
その他の費用	37,936	27,530
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,233)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△671)
購買事業総利益	320,050	331,167
(7) 販売事業収益	120,368	127,478
販売品販売高	2,269	6,758
販売手数料	96,330	97,301
検査手数料	4,205	4,023
その他の収益	17,564	19,394
(8) 販売事業費用	31,140	29,206
販売品販売原価	2,052	5,635
販売費用	12,071	10,004
その他の費用	17,016	13,566
販売事業総利益	89,228	98,272

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	令和4年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)
(9) 保管事業収益	21,334	21,764
(10) 保管事業費用	7,485	7,037
保管事業総利益	13,848	14,726
(11) その他事業収益	280,721	264,543
(12) その他事業費用	228,194	218,842
(うち貸倒引当金繰入額)	(27)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△10)
その他事業総利益	52,526	45,701
(13) 指導事業収入	3,803	4,069
(14) 指導事業支出	39,883	38,118
指導事業収支差額	△36,079	△34,049
2. 事業管理費	1,922,933	1,814,289
(1) 人件費	1,406,103	1,331,340
(2) 旅費	8,437	7,376
(3) 業務費	104,013	81,830
(4) 諸税負担金	108,284	109,606
(5) 施設費	112,949	111,584
(6) 減価償却費	175,123	163,856
(7) その他の費用	8,021	8,693
事業利益	324,757	260,641
3. 事業外利益	125,662	104,752
(1) 受取雑利息	732	743
(2) 受取出資配当金	83,593	83,593
(3) 賃貸貸料	1,673	1,354
(4) 償却債権取立益	2,450	4,569
(5) 雑収	37,212	14,491
4. 事業外費用	446	533
(1) 貸倒引当金戻入	-	-
(2) 寄付金	262	403
(3) 雑損	183	129
経常利益	449,974	364,860
5. 特別利益	224,007	418
(1) 固定資産処分益	4,605	-
(2) 一般補助金	118,210	-
(3) その他の特別利益	101,191	418
6. 特別損失	247,968	20,593
(1) 固定資産処分損	106,493	20,400
(2) 固定資産圧縮損	117,430	-
(3) その他の特別損失	24,044	193
税引前当期利益	426,012	344,684
7. 法人税・住民税及び事業税	128,887	50,533
8. 法人税等追徴税額	-	-
9. 法人税等調整額	△11,736	36,923
法人税等合計	117,151	87,456
当期剰余金	308,860	257,227
当期首繰越剰余金	315,847	336,783
肉用仔牛哺育センター積立金取崩額	50,000	-
当期未処分剰余金	674,708	594,010

(注1) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

(注2) 令和4年度より収益認識会計基準等を適用しています。

3. キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)		令和4年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		426,012		344,684
減価償却費		175,123		163,856
減損損失		—		—
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 4,154		△ 681
賞与引当金の増減額(△は減少)		—		—
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 7,949		△ 75,636
その他引当金等の増減額(△は減少)		4,819		2,611
信用事業資金運用収益		△ 1,073,114		△ 1,020,665
信用事業資金調達費用		31,829		26,270
共済貸付金利息		—		—
共済借入金利息		—		—
受取雑利息及び受取出資配当金		△ 84,326		△ 84,337
支払雑利息		—		—
為替差損益(△は益)		—		—
有価証券関係損益(△は益)		△ 287,150		△ 165,766
固定資産売却損益(△は益)		101,887		20,400
外部出資関係損益(△は益)		—		—
資産除去債務関連費用		166		155
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増(△)減		1,244,661		292,223
預金の純増(△)減		1,000,000		2,500,000
貯金の純増減(△)		△ 984,988		△ 3,866,462
信用事業借入金の純増減(△)		△ 698		△ 698
その他信用事業資産の増(△)減		△ 3,880		1,013,789
その他信用事業負債の増減(△)		△ 277,585		100,761
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増(△)減		—		—
共済借入金の純増減(△)		—		—
共済資金の純増減(△)		△ 11,757		10,999
未経過共済付加収入の純増減(△)		△ 319		△ 2,789
その他共済事業資産の増(△)減		3,109		4,002
その他共済事業負債の増減(△)		△ 2,325		△ 109
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減		459,564		△ 110,398
経済受託債権の純増(△)減		112,392		△ 79,646
棚卸資産の純増(△)減		△ 14,736		△ 25,455
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)		△ 17,008		3,850
経済受託債務の純増減(△)		10,078		△ 21,707
その他経済事業資産の増(△)減		△ 17		49
その他経済事業負債の増減(△)		△ 698		590
(その他の資産及び負債の増減)				
その他資産の増(△)減		38,426		△ 35,659
その他負債の増減(△)		51,023		△ 38,013
未払消費税の増減額(△は減少)		—		—
信用事業資金運用による収入		1,110,304		1,087,095
信用事業資金調達による支出		△ 31,404		△ 38,793
共済貸付金利息による収入		—		—
共済借入金利息による支出		—		—
事業の利用分量に対する配当金の支払額		—		—
小計		1,967,283		4,521
雑利息及び出資配当金の受取額		84,326		84,337
雑利息の支払額		—		—
法人税等の支払額		△ 84,988		△ 119,902
事業活動によるキャッシュ・フロー		1,966,621		△ 31,043
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 7,801,438		△ 15,658,134
有価証券の売却等による収入		8,241,891		13,705,451
金銭の信託の増加による支出		—		△ 12,048
金銭の信託の減少による収入		—		—
固定資産の取得による支出		△ 249,029		△ 132,858
固定資産の売却による収入		4,605		418
補助金の受入による収入		117,430		—
外部出資による支出		△ 890		—
外部出資の売却等による収入		—		—
資産除去債務履行による支出		—		—
投資活動によるキャッシュ・フロー		312,568		△ 2,097,173
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
設備借入れによる収入		—		—
設備借入金の返済による支出		—		—
出資の増額による収入		410,952		291,468
出資の払戻しによる支出		△ 53,271		△ 60,960
持分の取得による支出		△ 14,487		△ 11,922
持分の譲渡による収入		7,902		14,187
出資配当金の支払額		△ 40,532		△ 47,924
財務活動によるキャッシュ・フロー		310,563		184,848
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		—		—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		2,589,753		△ 1,944,050
6 現金及び現金同等物の期首残高		4,822,494		6,412,248
7 現金及び現金同等物の期末残高		7,412,248		4,468,197

4. 注記表

(令和3年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

(a) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品・・・・・・・・移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他棚卸資産・・先入先出法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成19年3月31日以前に取得した建物以外は定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債

権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、当該資産を所轄する部署及び貸出審査担当部署、総務部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米の共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を組合が行いプールを行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度より適用し、「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」、「米の共同計算」を開示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 会計上の見積もりに関する注記

「会計上の見積もりの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度より適用し、「会計上の見積もりに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 会計上の見積もりの内容に関する情報について

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施します。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、ほかの資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識や測定において、将来キャッシュ・フローについては、当期の中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降のキャッシュ・フローや割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定については、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

また、翌事業年度以降の事業運営体制の見直しにより遊休資産となる施設があれば、当該固定資産の帳簿価額は回収可能額まで減額され減損損失が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,429,680 千円あり、その内訳は、次のとおりです。

建物 608,621 千円 機械装置 758,577 千円 その他の有形固定資産 62,482 千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 1,100 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 14,949 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 ー千円

(4) 信用業務を行う組合の貸借対照表に要求される注記

① 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は 643 千円、延滞債権額は 80,246 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権は 15,415 千円です。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 96,305 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

● 再評価を行った年月日 平成11年12月31日

● 再評価を行った土地の当期末における時価額が再評価後の帳簿価額を下回る金額は、1,458,768 千円です。

● 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について、地方税法第341条第10号の土地課税台帳または、同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した価格と、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しています。

5. 損益計算書に関する注記

(1) その他の特別利益の内訳

激甚災害救援金	41,083千円
西条給油所一部移設にかかる補償金	59,690千円
その他	418千円
計	101,191千円

(2) その他の特別損失の内訳

西条給油所一部移設にかかる改修	23,551千円
その他	493千円
計	24,044千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債などの債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事

会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的
に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事
会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証
券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適
切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層
に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品で
す。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる
金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、
貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利
の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理に
あたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、
指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が20
1,816千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利
とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超
える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額につ
いても含めて計算しています。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を
作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについ
ては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換
金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、
市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含
まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	129,722,940	129,724,205	1,265
金銭の信託			
その他有価証券	1,000,000	1,000,000	—
有価証券			
その他有価証券	14,700,939	14,700,939	—
貸出金	16,030,634	16,496,124	465,490
経済事業未収金	466,392		
貸倒引当金(注1)	△2,570		
貸倒引当金控除後	463,821	463,821	—
資 産 計	161,918,336	162,385,091	466,755
貯金	164,096,108	164,141,620	45,512
借入金	1,396	1,396	—
経済事業未払金	392,945	392,945	—
負 債 計	164,490,449	164,535,961	45,512

(注1) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

(a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(b) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 (c) と同様の方法により評価しています。

(c) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資証券は取引所の価格、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

(e) 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

(a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(b) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(c) 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資(注) 貸借対照表計上額
5,467,393 千円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	129,722,940	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	199,920	100,000	1,234,639	200,000	1,427,750	7,607,290
貸出金(注1,2,3)	2,055,700	1,594,680	1,420,861	1,242,557	1,122,627	8,549,883
経済事業未収金	466,392	—	—	—	—	—
合計	132,444,953	1,694,680	2,655,501	1,442,557	2,550,377	16,157,173

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)311,850千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金には分割実行の、未実行案件1,875千円は含めていません。

(注3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等42,447千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	150,390,990	5,968,765	7,044,856	223,767	419,259	48,469
借入金	698	698	—	—	—	—
合計	150,391,688	5,969,463	7,044,856	223,767	419,259	48,469

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	評価差額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国債	2,745,600	2,549,265	196,334
	社債	3,073,360	3,002,979	70,380
	受益証券	3,908,640	3,772,518	136,121
	投資証券	1,379,874	1,295,827	84,047
	株式	346,248	329,219	17,029
	小計	11,453,723	10,949,809	503,914
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	394,480	401,928	△7,448
	受益証券	1,455,718	1,483,283	△27,565
	投資証券	789,944	828,765	△38,820
	株式	607,074	690,906	△83,832
	小計	3,247,216	3,404,884	△157,667
合計		14,700,939	14,354,693	346,246

なお、上記評価差額から繰延税金負債 95,771 千円を差し引いた額 250,474 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,509,885	2,442	-
社債	305,130	5,574	-
受益証券	116,285	9,494	-
投資証券	1,108,281	147,356	-
株式	1,380,438	192,324	63,108
合計	5,420,020	357,193	63,108

(3) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,310,769千円
勤務費用	63,590千円
利息費用	3,900千円
数理計算上の差異の発生額	△9,570千円
退職給付の支払額	<u>△103,375千円</u>
期末における退職給付債務	1,265,315千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	628,893千円
期待運用収益	4,633千円
数理計算上の差異の発生額	13,184千円
特定退職金共済制度への拠出金	49,037千円
退職給付の支払額	<u>△67,338千円</u>
期末における年金資産	628,410千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,265,315千円
特定退職金共済制度	<u>△628,410千円</u>
未積立退職給付債務	636,905千円
未認識数理計算上の差異	<u>17,929千円</u>
貸借対照表計上額純額	654,835千円
退職給付引当金	654,835千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	63,590千円
利息費用	3,900千円
期待運用収益	△4,633千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>14,266千円</u>
合計	77,124千円

(注) 上記退職給付費用のうち特定退職金共済制度への拠出金49,037千円は厚生費で処理しています。

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債 券	65%
年金保険投資	27%
現金及び預金	2%
その他	6%
合 計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.31%
長期期待運用収益率	0.73%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,618千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は215,106千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 税効果会計の適用に伴う事項

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒損失	16,406千円
退職給付引当金繰入超過額	181,127千円
償却資産の減損損失額	29,726千円
土地の減損損失額	22,865千円
役員退職慰労引当金	9,374千円
未収貸付金利息	1,586千円
資産除去債務	5,547千円
賞与手当	9,047千円
未払事業税	7,661千円
外部出資評価損	1,106千円
その他	13,024千円
繰延税金資産小計	297,476千円
評価性引当額	△74,265千円
繰延税金資産合計 (A)	223,211千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除却費用	△769千円
その他有価証券評価差額金	△95,771千円
繰延税金負債合計 (B)	△96,541千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	126,669千円

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.06%
住民税均等割等	1.46%
評価性引当額の増減	△0.31%
その他	△0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.50%

10. その他の注記

(1) 資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7年～11年、割引率は1.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	19,891千円
時の経過による調整額	<u>166千円</u>
期末残高	20,057千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上にある建物等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該借地上にある一部の建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. キャッシュ・フロー計算書（間接法）に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	131,413,584千円
定期性預金及び別段預金	<u>△124,001,336千円</u>
現金及び現金同等物	7,412,248千円

(令和4年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品・・・・・・・・移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産・・先入先出法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成19年3月31日以前に取得した建物以外は定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、当該資産を所轄する部署及び貸出審査担当部署、総務部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は委託先等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ その他事業

その他事業の主な内容は以下のとおりです。

(ライスセンター)

組合員が生産した水稻を乾燥調製や粃摺りを行い、玄米にするための施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(種子センター)

組合員が生産した水稻種もみの乾燥や選別調製を行い、商品として販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(育苗センター)

組合員が水田の植えつけに使用するための水稻苗を生産し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、水稻苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、水稻苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(授精所)

畜産農家の牛繁殖のための授精作業を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に授精作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(8) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米の共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を組合が行いプールを行う「JA 共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しています。共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企

業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日) を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

② 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は、購買事業費用として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合、取引価格から減額する方法に変更しています。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が 863,372 千円、事業費用が 863,372 千円減少していますが、当事業年度の損益への影響はありません。また、利益剰余金の期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積もりに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 会計上の見積もりの内容に関する情報について

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施します。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、ほかの資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識や測定において、将来キャッシュ・フローについては、当期の中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降のキャッシュ・フローや割引率については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定については、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

また、翌事業年度以降の事業運営体制の見直しにより遊休資産となる施設があれば、当該固定資産の帳簿価額は回収可能額まで減額され減損損失が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,427,386千円あり、その内訳は、次のとおりです。

建物 608,621千円 機械装置 758,577千円 その他の有形固定資産 60,187千円

(2) 担保に供している資産

定期預金 5,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金 1,100千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 40,337千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 643千円、危険債権額は 92,896千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及

びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権は 13, 118 千円、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 106, 658 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 11 年 12 月 31 日
- 再評価を行った土地の当期末における時価額が再評価後の帳簿価額を下回る金額は、1, 412, 291 千円です。
- 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について、地方税法第 3 4 1 条第 1 0 号の土地課税台帳または、同条第 1 1 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した価格と、地価税法第 1 6 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や社債などの債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的
に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が201,816千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	125,164,024	125,140,548	△23,476
金銭の信託			
その他有価証券	1,000,000	1,000,000	—
有価証券			
満期保有目的の債券	500,000	476,500	△23,500
その他有価証券	14,969,417	14,969,417	—
貸出金	15,738,410	15,871,615	133,205
経済事業未収金	576,791	—	—
貸倒引当金(注1)	△1,889	—	—
貸倒引当金控除後	574,901	574,901	—
資 産 計	157,946,753	158,032,983	86,229
貯金	160,229,645	160,141,572	△88,072
借入金	698	698	—
経済事業未払金	396,796	396,796	—
負 債 計	160,627,139	160,539,067	△88,072

(注1) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

(a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(b) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 (c) と同様の方法により評価しています。

(c) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資証券は取引所の価格、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(d) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

(e) 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

(a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(b) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(c) 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資 貸借対照表計上額
5,467,393 千円

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	125,164,024	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	1,250,859	300,000	1,504,650	1,575,850	7,095,430
貸出金(注1,2,3)	2,079,934	1,518,558	1,336,161	1,217,248	1,226,194	8,300,347
経済事業未収金	576,791	—	—	—	—	—
合計	127,920,749	2,769,417	1,636,161	2,721,898	2,802,044	15,895,777

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)297,876千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金には分割実行の、未実行案件6,645千円は含めていません。

(注3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等643千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	144,961,504	6,903,251	7,457,985	402,025	457,490	47,389
借入金	698	—	—	—	—	—
合計	144,962,202	6,903,251	7,457,985	402,025	457,490	47,389

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	500,000	476,500	△23,500
合 計		500,000	476,500	△23,500

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	評価差額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国 債	1,610,250	1,544,632	65,617
	社 債	904,140	900,000	4,140
	受益証券	40,100	35,857	4,243
	投資証券	735,363	718,914	16,449
	株 式	129,622	120,477	9,144
	小 計	3,419,475	3,319,882	99,593
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国 債	1,410,450	1,493,453	△83,003
	社 債	3,645,490	3,803,431	△157,941
	受益証券	4,414,338	4,939,872	△525,534
	投資証券	1,255,035	1,403,801	△148,766
	株 式	824,629	1,024,751	△200,122
	小 計	11,549,942	12,665,310	△1,115,367
合 計		14,969,417	15,985,192	△1,015,774

なお、上記評価差額に繰延税金資産 124,741 千円を加えた額△891,033 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	8,457,935	18,545	-
社債	-	-	-
受益証券	409,650	25,082	-
投資証券	978,726	93,407	-
株式	613,604	53,422	19,781
合計	10,459,916	190,458	19,781

(3) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000,000	1,000,000	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,265,315千円
勤務費用	57,531千円
利息費用	3,644千円
数理計算上の差異の発生額	△64,068千円
退職給付の支払額	<u>△204,569千円</u>
期末における退職給付債務	1,057,853千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	628,410千円
期待運用収益	4,204千円
数理計算上の差異の発生額	△540千円
特定退職金共済制度への拠出金	45,919千円
退職給付の支払額	<u>△113,128千円</u>
期末における年金資産	564,865千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,057,853千円
特定退職金共済制度	<u>△564,865千円</u>
未積立退職給付債務	492,987千円
未認識数理計算上の差異	<u>86,211千円</u>
貸借対照表計上額純額	579,199千円
退職給付引当金	579,199千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	57,531千円
利息費用	3,644千円
期待運用収益	△4,204千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>4,753千円</u>
合計	61,724千円

(注) 上記退職給付費用のうち特定退職金共済制度への拠出金45,919千円は厚生費で処理しています。

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債 券	64%
年金保険投資	28%
現金及び預金	3%
その他	<u>5%</u>
合 計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.92%
長期期待運用収益率	0.66%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,128千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は189,161千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 税効果会計の適用に伴う事項

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒損失	16,269千円
退職給付引当金繰入超過額	160,206千円
償却資産の減損損失額	25,927千円
土地の減損損失額	22,865千円
役員退職慰労引当金	9,971千円
未収貸付金利息	1,611千円
資産除去債務	5,402千円
賞与手当	8,461千円
未払事業税	2,782千円
外部出資評価損	1,106千円
その他	2,766千円
その他有価証券評価差額金	<u>280,963千円</u>
繰延税金資産小計	538,335千円
評価性引当額	<u>△227,411千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	310,923千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除却費用	<u>△664千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△664千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	310,259千円

② 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.79%
住民税均等割等	1.80%
評価性引当額の増減	△0.89%
その他	<u>△0.22%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.37%

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は7年～11年、割引率は1.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	20,057千円
資産の譲渡による減少	△682千円
時の経過による調整額	<u>155千円</u>
期末残高	19,531千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上にある建物等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該借地上にある一部の建物等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. キャッシュ・フロー計算書（間接法）に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金及び普通預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	125,969,533千円
定期性預金及び別段預金	△121,501,336千円
<hr/>	
現金及び現金同等物	4,468,197千円

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	674,708	594,010
(1) 当期首繰越剰余金	315,847	336,783
(2) 肉用仔牛哺育センター積立金取崩額	50,000	—
(3) 当期剰余金	308,860	257,227
2. 剰余金処分別	337,924	191,358
(1) 利益準備金	150,000	100,000
(2) 任意積立金	140,000	50,000
(3) 出資配当金	47,924	41,358
3. 次期繰越剰余金	336,783	402,652

(注)

- 出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とします。

令和3年度	2.0%	令和4年度	1.5%
-------	------	-------	------
- 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和3年度	15,444千円	令和4年度	12,862千円
-------	----------	-------	----------
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。

(別表) 目的積立金の種類・積立目的及び取崩基準・積立目標額

(単位:千円)

種 類	積立目的	取崩基準	積立目標額
施設整備積立金	施設の取得及び改修を円滑に行うための積立であり、施設の取得及び既存施設改修整備で支出を要したとき相当額を取り崩す。		200,000
残留農薬事故対策積立金	当JAから出荷された農産物による残留農薬事故に係る費用等を補填するための積立であり、残留農薬の超過等による事故により発生した損害補填費用(回収費用(運賃等)廃棄費用、検査費用等)の支出を要したとき、相当額を取り崩す。但し、その他の制度により補填された場合、その額を控除して取り崩す。		100,000
経営安定化積立金	組合の保有する資産に対するリスクやコンプライアンス責任を果たすための支出及びその他財務基盤に係る臨時損失の発生に備え、組合経営基盤の安定を図るため。	資産に対するリスクやコンプライアンス責任を果たすための支出及びその他財務基盤に係る臨時損失の発生額を限度として取り崩す。	1,000,000

(注) 令和3年より、経営安定化積立金の積立目標額を1,000,000千円に増額しました。

6. 部門別損益計算書

(令和3年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,256,598	1,473,268	682,182	1,861,588	2,238,899	659	
事業費用 ②	4,008,907	316,801	30,533	1,586,630	2,048,396	26,546	
事業総利益 (①-②) ③	2,247,690	1,156,467	651,649	274,957	190,503	△ 25,886	
事業管理費 ④	1,922,933	589,384	400,243	491,930	362,442	78,932	
(うち減価償却費 ⑤)	(175,123)	(49,958)	(34,923)	(50,707)	(34,126)	(5,406)	
(うち人件費 ⑤')	(1,406,103)	(420,020)	(291,575)	(351,368)	(275,758)	(67,379)	
※うち共通管理費 ⑥		192,935	121,658	135,460	86,426	9,785	△ 546,267
(うち減価償却費 ⑦)		(9,096)	(5,735)	(6,386)	(4,074)	(461)	(△ 25,754)
(うち人件費 ⑦')		(67,351)	(42,469)	(47,287)	(30,170)	(3,415)	(△ 190,693)
事業利益 (③-④) ⑧	324,757	567,082	251,405	△ 216,972	△ 171,939	△ 104,819	
事業外収益 ⑨	125,662	44,367	27,976	31,193	19,874	2,250	
※うち共通分 ⑩		44,367	27,976	31,150	19,874	2,250	△ 125,620
事業外費用 ⑪	446	157	99	110	70	7	
※うち共通分 ⑫		157	99	110	70	7	△ 446
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	449,974	611,292	279,283	△ 185,889	△ 152,134	△ 102,576	
特別利益 ⑭	224,007	79,117	49,888	55,548	35,440	4,012	
※うち共通分 ⑮		79,117	49,888	55,548	35,440	4,012	△ 224,007
特別損失 ⑯	247,968	87,580	55,224	61,490	39,231	4,441	
※うち共通分 ⑰		87,580	55,224	61,490	39,231	4,441	△ 247,968
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	426,012	602,829	273,947	△ 191,831	△ 155,925	△ 103,006	
営農指導事業分配賦額 ⑲		29,143	20,817	31,611	21,433	△ 103,006	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	426,012	573,685	253,129	△ 223,443	△ 177,359		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割

2. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益10,311千円、事業費用10,311千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

3. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	35.32	22.27	24.80	15.82	1.79	100.00
営農指導事業	28.29	20.21	30.69	20.81		100.00

4. 予算統制の状況

(単位:千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差 引 (c-d)
事業管理費	1,962,000	—	1,962,000	1,922,933	39,066
営 農 指 導 事 業	収入 a	1,440	1,440	659	780
	支出 b	34,700	34,700	26,546	8,153
	差引(a-b)	△ 33,260	—	△ 33,260	△ 25,886

5. 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益 (⑬の額) a	611,292	279,283	△ 185,889	△ 152,134	△ 102,576
減価償却費 (⑤-⑦) b	40,862	29,188	44,321	30,052	4,945
共通管理費等 (⑥-⑩+⑫) c	148,725	93,781	104,420	66,622	7,542
専属事業損益 a+b+c	800,879	402,252	△ 37,148	△ 55,460	△ 90,089

(令和4年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,353,120	1,250,807	659,083	1,663,174	1,778,990	1,064	
事業費用 ②	3,278,190	259,179	31,600	1,379,644	1,582,855	24,910	
事業総利益 (①-②) ③	2,074,930	991,627	627,483	283,529	196,134	△ 23,845	
事業管理費 ④	1,814,289	547,612	345,648	537,876	317,321	65,831	
(うち減価償却費 ⑤)	(163,856)	(45,354)	(28,629)	(56,709)	(26,432)	(6,731)	
(うち人件費 ⑤')	(1,331,340)	(393,436)	(251,036)	(387,695)	(247,789)	(51,380)	
※うち共通管理費 ⑥		147,233	91,564	122,964	59,644	10,488	△ 431,895
(うち減価償却費 ⑦)		(5,204)	(3,236)	(4,346)	(2,108)	(370)	(△ 15,266)
(うち人件費 ⑦')		(36,379)	(22,624)	(30,383)	(14,737)	(2,591)	(△ 106,716)
事業利益 (③-④) ⑧	260,641	444,015	281,834	△ 254,346	△ 121,186	△ 89,676	
事業外収益 ⑨	104,752	35,694	22,198	29,857	14,459	2,542	
※うち共通分 ⑩		35,694	22,198	29,810	14,459	2,542	△ 104,705
事業外費用 ⑪	533	181	113	151	73	12	
※うち共通分 ⑫		181	113	151	73	12	△ 533
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	364,860	479,527	303,919	△ 224,640	△ 106,800	△ 87,147	
特別利益 ⑭	418	142	88	119	57	10	
※うち共通分 ⑮		142	88	119	57	10	△ 418
特別損失 ⑯	20,593	7,020	4,365	5,863	2,843	500	
※うち共通分 ⑰		7,020	4,365	5,863	2,843	500	△ 20,593
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	344,684	472,649	299,642	△ 230,384	△ 109,586	△ 87,636	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		24,739	15,646	32,264	14,987	△ 87,636	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	344,684	447,910	283,996	△ 262,648	△ 124,574		
(⑱-⑲)							

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

業務割合を考慮した人員配置表に基づく人員割

2. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益7,707千円、事業費用7,707千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

3. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	34.09	21.20	28.47	13.81	2.43	100.00
営農指導事業	28.23	17.85	36.82	17.10		100.00

4. 予算統制の状況

(単位:千円)

区分	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差 引 (c-d)
事業管理費	1,926,800	—	1,926,800	1,814,289	112,510
営農指導事業	収入 a	603	603	1,064	△ 461
	支出 b	31,149	31,149	24,910	6,238
	差引(a-b)	△ 30,546	—	△ 30,546	△ 23,845

5. 専属事業損益の内訳

(単位:千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業
経常利益 (⑬の額) a	479,527	303,919	△ 224,640	△ 106,800	△ 87,147
減価償却費 (⑤-⑦) b	40,150	25,393	52,363	24,324	6,361
共通管理費等 (⑥-⑩+⑫) c	111,720	69,479	93,305	45,258	7,958
専属事業損益 a+b+c	631,397	398,791	△ 78,972	△ 37,218	△ 72,828

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年1月1日から令和4年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年4月14日
安房農業協同組合
代表理事組合長 松元善一

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

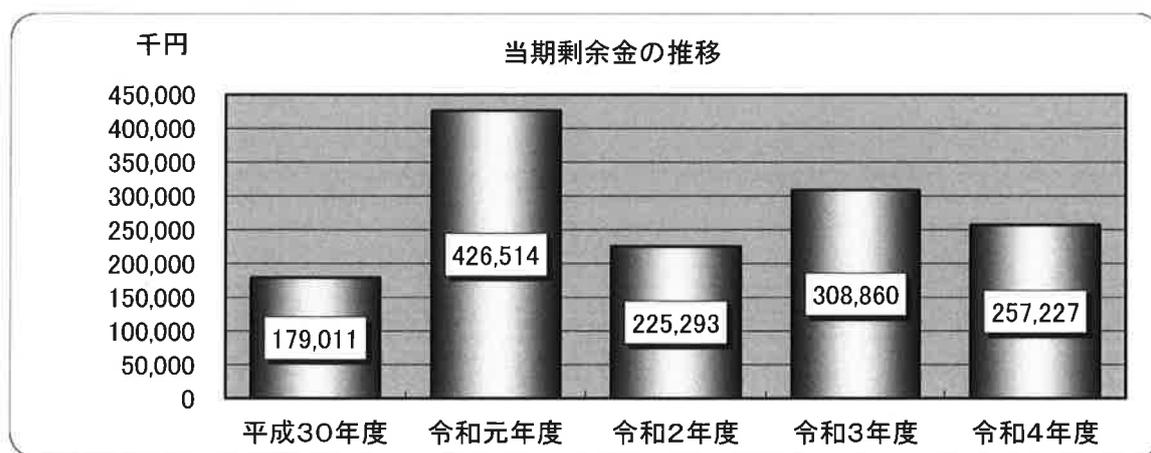
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	7,234,990	6,978,151	6,993,622	6,256,598	5,353,120
信用事業収益	1,499,801	1,523,688	1,496,805	1,473,268	1,250,807
共済事業収益	778,176	714,659	732,745	682,182	659,083
農業関連事業収益	1,969,006	1,917,055	2,517,463	1,861,588	1,663,174
その他事業収益	2,988,006	2,822,747	2,246,607	2,239,558	1,780,055
経常利益	441,048	490,299	328,434	449,974	364,860
当期剰余金	179,011	426,514	225,293	308,860	257,227
出資金	2,131,878	2,258,931	2,309,490	2,667,171	2,897,679
(出資口数)	(710,626)	(752,977)	(769,830)	(889,057)	(965,893)
純資産額	7,603,189	8,598,606	8,424,344	9,144,859	8,445,426
総資産額	165,450,065	172,355,283	176,526,886	176,050,843	171,380,652
貯金等残高	154,618,959	160,577,423	165,081,096	164,096,108	160,229,645
貸出金残高	16,166,329	17,087,404	17,275,295	16,030,634	15,738,410
有価証券残高	14,970,266	15,499,903	14,714,499	14,700,939	15,469,417
剰余金配当金額	41,402	43,330	40,532	47,924	41,358
出資配当の額	41,402	43,330	40,532	47,924	41,358
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	215人	211人	209人	203人	200人
単体自己資本比率	12.23%	11.76%	11.57%	12.01%	12.71%

(注)

1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。



2. 利益総括表

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	995,755	937,395	△ 58,359
役務取引等収支	28,383	26,012	△ 2,371
その他信用事業収支	132,328	28,220	△ 104,107
信用事業粗利益	1,178,314	1,076,221	△ 102,093
(信用事業粗利益率)	(0.72%)	(0.67%)	
事業粗利益	2,314,597	2,212,417	△ 102,180
(事業粗利益率)	(1.32%)	(1.28%)	
事業純益	391,664	398,128	6,463
実質事業純益	391,664	398,128	6,463
コア事業純益	237,679	285,474	47,795
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	228,229	254,359	26,130

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	160,804,905	1,360,264	0.84%	159,437,193	1,186,431	0.74%
うち預金	127,941,034	655,355	0.51%	127,111,208	551,836	0.43%
うち金銭の信託	1,000,000	39,982	3.99%	1,000,000	51,388	5.13%
うち有価証券	15,119,305	500,119	3.30%	15,413,450	426,746	2.76%
うち貸出金	16,744,565	164,807	0.98%	15,912,533	156,461	0.98%
資金調達勘定	163,169,654	30,760	0.01%	161,054,795	25,141	0.01%
うち貯金・定積	163,167,882	30,760	0.01%	161,053,718	25,141	0.01%
うち借入金	1,771	—	—	1,077	—	—
総資金利ざや	—	—	0.58%	—	—	0.48%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄には農林中金からの奨励金、特別配当金が含まれています。
3. 資金運用勘定の利息欄には債券売却益等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	110,690	△ 173,833
うち預金	11,614	△ 103,519
うち金銭の信託	24,041	11,405
うち有価証券	80,279	△ 73,372
うち貸出金	△ 5,245	△ 8,346
支 払 利 息	△ 14,564	△ 5,618
うち貯金・定積	△ 14,564	△ 5,618
うち借入金	—	—
差 引	125,254	△ 168,214

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には農林中金からの奨励金、特別配当金が含まれています。
3. 受取利息の有価証券には債券売却益等が含まれています。
4. 受取利息の有価証券には債券費用等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流 動 性 貯 金	72,872,043 (44.66)	74,416,212 (46.20)	1,544,169
定 期 性 貯 金	90,256,446 (55.31)	86,600,162 (53.77)	△ 3,656,283
そ の 他 の 貯 金	39,393 (0.02)	37,342 (0.02)	△ 2,050
計	163,167,882 (100.00)	161,053,718 (100.00)	△ 2,114,164
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	163,167,882 (100.00)	161,053,718 (100.00)	△ 2,114,164

(注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定 期 貯 金	88,081,887 (100.00)	84,015,094 (100.00)	△ 4,066,793
うち固定金利定期	88,066,308 (99.98)	83,998,672 (99.98)	△ 4,067,636
うち変動金利定期	15,579 (0.01)	16,422 (0.01)	843

(注)

1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	50,979	16,756	△ 34,223
証 書 貸 付	16,390,514	15,595,745	△ 794,769
当 座 貸 越	303,070	300,032	△ 3,038
割 引 手 形	—	—	—
合 計	16,744,565	15,912,533	△ 832,031

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	11,746,053 (73.27)	10,743,828 (68.26)	△ 1,002,225
変 動 金 利 貸 出	4,284,581 (26.72)	4,994,582 (31.73)	710,001
合 計	16,030,634 (100.00)	15,738,410 (100.00)	△ 292,223

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	369,428	378,184	8,756
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	369,428	378,184	8,756
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	5,251,007	5,490,584	239,577
そ の 他 保 証	430,501	862,823	432,322
計	5,681,508	6,353,407	671,899
信 用	9,979,697	9,006,819	△ 972,878
合 計	16,030,634	15,738,410	△ 292,223

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	該 当 な し	該 当 な し	—
有 価 証 券			—
動 産			—
不 動 産			—
そ の 他 担 保 物			—
計			—
信 用			—
合 計			—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	9,200,933 (57.39)	9,592,353 (60.94)	391,420
運 転 資 金	6,829,701 (42.60)	6,146,057 (39.05)	△ 683,644
合 計	16,030,634 (100.00)	15,738,410 (100.00)	△ 292,223

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	2,170,375 (13.53)	2,090,044 (13.27)	△ 80,331
林 業	10,742 (0.06)	9,464 (0.06)	△ 1,278
水 産 業	68,184 (0.42)	105,769 (0.67)	37,585
製 造 業	324,842 (2.02)	308,403 (1.95)	△ 16,439
鉱 業	—	—	—
建 設 ・ 不 動 産 業	424,010 (2.64)	459,342 (2.91)	35,332
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	31,553 (0.19)	78,223 (0.49)	46,670
運 輸 ・ 通 信 業	244,886 (1.52)	357,954 (2.27)	113,068
金 融 ・ 保 険 業	1,043,642 (6.51)	1,017,281 (6.46)	△ 26,361
卸 売 ・ 小 売 業 ・ サ ー ビ ス ・ 飲 食 業	990,046 (6.17)	1,244,748 (7.90)	254,702
地 方 公 共 団 体	9,036,743 (56.37)	8,115,139 (51.56)	△ 921,604
非 営 利 法 人	—	—	—
そ の 他	1,685,611 (10.51)	1,952,043 (12.40)	266,432
合 計	16,030,634 (100.00)	15,738,410 (100.00)	△ 292,223

(注) () 内は構成比です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	1,330	1,250	△ 80
穀 作	345	330	△ 15
野菜・園芸	260	236	△ 24
果樹・樹園農業	103	98	△ 5
工芸作物	15	13	△ 2
養豚・肉牛・酪農	208	207	△ 1
養鶏・養卵	11	10	△ 1
養 蚕	—	—	—
その他農業	388	356	△ 32
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,330	1,250	△ 80

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	668	635	△ 33
農業制度資金	662	615	△ 47
農業近代化資金	459	447	△ 12
その他制度資金	203	168	△ 35
合 計	1,330	1,250	△ 80

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年	0	0	—	—	0
	令和4年	67	0	67	—	67
危険債権	令和3年	80	2	78	—	80
	令和4年	25	1	24	—	25
要管理債権	令和3年	15	—	15	—	15
	令和4年	13	—	13	—	13
三月以上延滞債権	令和3年	15	—	15	—	15
	令和4年	13	—	13	—	13
貸出条件緩和債権	令和3年	—	—	—	—	—
	令和4年	—	—	—	—	—
小 計	令和3年	96	2	93	—	96
	令和4年	106	1	104	—	106
正 常 債 権	令和3年	15,960	/	/	/	/
	令和4年	15,656	/	/	/	/
合 計	令和3年	16,056	/	/	/	/
	令和4年	15,763	/	/	/	/

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般 貸倒引当金	6,724	2,570	—	6,724	2,570	2,570	1,889	—	2,570	1,889
合 計	6,724	2,570	—	6,724	2,570	2,570	1,889	—	2,570	1,889

⑪貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件,千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	35	185	37	188
	金 額	44,702,694	54,495,880	46,032,013	46,796,595
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	7,792	14,984	32,591	6,531
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	787,524	16,643	411,604	18,330
合 計	件 数	36	185	38	188
	金 額	45,498,012	54,527,508	46,476,209	46,821,457

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	3,537,047	2,899,101	△ 637,945
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	3,401,756	4,014,428	612,671
株 式	1,076,612	1,104,924	28,311
そ の 他 の 証 券	7,103,887	7,394,995	291,108
合 計	15,119,305	15,413,450	294,145

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めない もの	合 計
令和3年度								
国 債	—	—	—	—	—	2,500,000	—	2,500,000
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	600,000	600,000	300,000	600,000	1,300,000	—	3,400,000
株 式	—	—	—	—	—	—	953,322	953,322
その他の 証券	199,920	734,639	1,027,750	1,918,370	988,920	—	2,664,577	7,534,176
令和4年度								
国 債	—	—	—	—	—	3,000,000	—	3,000,000
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	100,000	900,000	1,300,000	600,000	1,000,000	1,300,000	—	5,200,000
株 式	—	—	—	—	—	—	954,251	954,251
その他の 証券	—	650,590	1,780,500	847,460	847,970	—	2,318,316	6,444,836

(注) 債券は額面、受益証券および株式は簿価の合計を表示しております。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	—	—	—	500	476	△ 23

〔その他有価証券〕

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価又は 償却原価を 超えるもの	株式	346	329	17	129	120	9
	債券	5,818	5,552	266	2,514	2,444	69
	国債	2,745	2,549	196	1,610	1,544	65
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,073	3,002	70	904	900	4
	その他の証券	5,288	5,068	220	775	754	20
	小 計	11,453	10,949	503	3,419	3,319	99
貸借対照表 計上額が 取得原価又は 償却原価を 超えないもの	株式	607	690	△ 83	824	1,024	△ 200
	債券	394	401	△ 7	5,055	5,296	△ 240
	国債	—	—	—	1,410	1,493	△ 83
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	394	401	△ 7	3,645	3,803	△ 157
	その他の証券	2,245	2,312	△ 66	5,669	6,343	△ 674
	小 計	3,247	3,404	△ 157	11,549	12,665	△ 1,115
合 計	14,700	14,354	346	14,969	15,985	△ 1,015	

②金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照 表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借対照 表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—	1,000	1,000	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：万円)

種 類		金 額			
		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	276,423	11,388,367	312,993	10,828,876
	定 期 生 命 共 済	10,800	296,000	9,200	280,650
	養 老 生 命 共 済	44,461	2,673,894	31,556	2,414,461
	(うちこども共済)	(14,010)	(756,790)	(13,980)	(697,970)
	医 療 共 済	15,300	488,650	14,150	436,260
	が ん 共 済	—	13,200	—	12,950
	定 期 医 療	—	92,320	—	83,420
	介 護 共 済	4,033	98,114	13,825	110,889
	年 金 共 済	—	6,500	—	6,500
建 物 更 生 共 済		2,744,628	28,887,656	1,767,897	28,673,456
合 計		3,095,645	43,944,703	2,149,621	42,847,463

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)です。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類		金 額			
		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		75	4,055	5	3,596
		8,414	9,695	14,517	26,655
が ん 共 済		7	202	25	224
定 期 医 療 共 済		—	137	—	127
合 計		82	4,395	31	3,949
		8,414	9,695	14,517	26,655

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の「金額」欄は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の「金額」欄は入院共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	金 額			
	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	13,927	189,947	19,034	203,446
認 知 症 共 済	—	—	25,040	24,940
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	16,100	41,930	—	37,430
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	200	2,360	250	2,300
特 定 重 度 疾 病 共 済	26,160	31,050	2,800	32,150

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：万円)

種 類	金 額			
	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	17,692	162,229	13,976	167,676
年 金 開 始 後	—	114,721	—	114,886
合 計	17,692	276,950	13,976	282,562

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,352,612	1,406	1,316,436	1,335
自 動 車 共 済		34,196		33,815
傷 害 共 済	3,621,100	404	4,629,000	404
定 額 定 期 生 命 共 済	800	4	800	4
賠 償 責 任 共 済		57		56
自 賠 責 共 済		4,294		4,046
合 計		40,363		39,661

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
肥 料	325,435	44,019	401,188	56,046
農 薬	213,642	36,485	211,280	36,153
飼 料	35,828	2,492	39,160	2,441
農 業 機 械	290,679	46,729	255,064	43,097
燃 料	1,246,950	119,373	1,322,351	119,413
生 産 資 材 等	507,290	52,725	493,015	51,655
合 計	2,619,826	301,826	2,722,061	308,808

(注) 買取購買品（生産資材）取扱実績は、収益認識基準適用前の取扱高による総額表記です。

(2) 販売品取扱実績

①受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米	881,379	33,070	745,356	31,592
麦・豆・雑穀	32,306	899	23,049	638
野 菜	919,681	13,506	946,069	14,088
果 実	115,507	1,607	84,991	1,180
花 き ・ 花 木	1,816,274	11,637	2,074,665	13,008
畜 産 物	175,019	2,182	180,235	2,133
J A グ リ ー ン	228,081	33,425	232,157	34,659
合 計	4,168,248	96,330	4,286,524	97,301

②買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	販 売 高	粗 収 益	販 売 高	粗 収 益
野 菜	691	32	6,758	1,123
果 実	1,577	184		
合 計	2,269	216	6,758	1,123

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収 益	保管料	17,587	20,016
	検査手数料	—	—
	その他	3,746	1,748
	計	21,334	21,764
費 用	保管材料費	942	567
	保管労務費	985	695
	その他	5,557	5,775
	計	7,485	7,037

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
ライスセンター	57,971	16,811	60,254	11,446
予冷库・冷蔵庫	9,788	9,391	8,608	7,870
精米	3,362	2,170	4,625	3,877
宅配便	532	532	472	472
種子センター	60,317	2,630	68,065	2,570
育苗センター	32,992	7,490	30,629	7,536
授精所	41,165	14,678	40,640	13,407
登録	140	122	227	202
その他	8,416	△ 754	106	△ 81
合計	214,688	53,073	213,629	47,300

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
食 品	米	210,456	23,109	305,682	27,125
	その他食品	80,734	13,188	77,093	13,062
L P ガ ス		257,880	11,604	253,436	11,404
葬祭・その他生活		428,003	44,757	459,747	47,110
合 計		977,074	92,660	1,095,960	98,703

(注) 買取購買品（生活物資）取扱実績は、収益認識基準適用前の取扱高による総額表記です。

(2) 福祉・介護事業取扱実績

(単位:千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	福 祉 収 益	31,125	27,163
	訪 問 介 護 収 益	30,140	20,521
	居 宅 介 護 収 益	4,766	3,228
	その他介護事業収益	—	—
	計	66,033	50,913
費 用	福 祉 費 用	29,847	26,335
	介 護 労 務 費	33,451	23,680
	介 護 消 耗 備 品 費	3,082	2,207
	介 護 雑 費	197	288
	計	66,579	52,513

5. 指導事業

(単位:千円)

項目		令和3年度	令和4年度
収 入	補助金	980	1,557
	実費収入	2,823	2,511
	計	3,803	4,069
支 出	営農改善費	2,929	3,027
	生活改善費	60	83
	組織強化費	19,211	18,014
	農政活動費	782	816
	教育情報費	7,987	7,788
	転作管理費	—	—
	健康活動費	3,749	3,499
	営農補助金	—	—
	その他	5,163	4,888
	計	39,883	38,118

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.25	0.21	△ 0.04
資本経常利益率	5.26	4.01	△ 1.25
総資産当期純利益率	0.17	0.14	△ 0.03
資本当期純利益率	3.61	2.83	△ 0.78

(注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金／総資産平均残高×100
4. 資本当期利益率＝当期剰余金／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	9.76	9.82	0.06
	期中平均	10.26	9.88	△ 0.38
貯証率	期末	8.95	9.65	0.70
	期中平均	9.26	9.57	0.31

(注)

1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,208,675	7,657,317
うち、出資金及び資本準備金の額	2,955,363	3,185,871
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,315,423	4,524,726
うち、外部流出予定額 (△)	47,924	41,358
うち、上記以外に該当するものの額	△14,187	△11,922
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,570	1,889
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,570	1,889
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	320,087	213,391
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	7,531,333	7,872,597
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	3,311	1,957
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	3,311	1,957
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

項 目	令和3年度	令和4年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,311	1,957
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	7,528,021	7,870,640
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	58,623,543	57,996,234
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,371,016	2,371,016
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,371,016	2,371,016
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	—	—
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,013,810	3,895,964
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,637,353	61,892,199
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	12.01%	12.71%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	690,643	—	—	805,509	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	6,038,379	—	—	6,341,800	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	699,104	—	—	699,100	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,718,836	—	—	7,773,447	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	130,255,729	26,051,146	1,042,045	126,124,401	25,224,880	1,008,995
法人等向け	3,828,888	2,297,999	91,919	5,120,450	2,942,263	117,690
中小企業等向け及び 個人向け	589,198	187,667	7,506	616,135	204,035	8,161
抵当権付住宅ローン	30,175	10,524	420	17,468	6,114	244
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	6,535	7,490	299	5,750	6,426	257
取立未済手形	13,379	2,675	107	11,813	2,362	94
信用保証協会等保証付	5,255,851	514,964	20,598	5,495,814	539,373	21,574
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,411,674	1,411,674	56,466	1,536,777	1,536,777	61,471
(うち出資等の エクスポージャー)	1,411,674	1,411,674	56,466	1,536,777	1,536,777	61,471
(うち重要な出資の エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,709,844	20,514,731	820,589	11,422,409	20,145,398	805,815
(うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農 業協同組合連合会の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー)	5,826,353	14,565,884	582,635	5,826,537	14,566,343	582,653
(うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	52,404	131,011	5,240	—	—	—
(うち上記以外のエクスポ ージャー)	5,831,085	5,817,835	232,713	5,595,872	5,579,055	223,162

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	4,137,003	5,253,653	210,146	4,054,462	5,017,585	200,703
(うちルックスルー方式)	4,137,003	5,253,653	210,146	4,054,462	5,017,585	200,703
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	—	2,371,016	94,840	—	2,371,016	94,840
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエク スポージャー別計	173,385,245	58,623,543	2,344,941	170,025,343	57,996,234	2,319,849
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	173,385,245	58,623,543	2,344,941	170,025,343	57,996,234	2,319,849
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル ・リスク相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル ・リスク相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	4,013,810	160,552	3,895,964	155,838		
所要自己資本額	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	62,637,353	2,505,494	61,892,199	2,475,687		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	168,548,241	16,056,839	5,969,487	—	6,535	165,270,880	15,763,849	8,260,297	—	5,750
国外	700,000	—	—	—	—	700,000	—	—	—	—
地域別残高計	169,248,241	16,056,839	5,969,487	—	6,535	165,970,880	15,763,849	8,260,297	—	5,750
法人	農業	273,530	273,530	—	—	234,894	234,894	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,054,585	—	501,895	—	1,123,131	—	501,895	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	92,130	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	600,343	—	600,343	—	901,042	—	901,042	—	—
	運輸・通信業	1,625,513	21,310	1,509,567	—	2,163,019	16,331	1,908,848	—	—
	金融・保険業	131,643,854	750,509	600,983	—	128,072,298	750,693	1,703,419	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	398,866	3,619	200,166	—	458,473	2,718	200,166	—	—
	日本国政府・地方公共団体	11,605,639	9,049,108	2,556,530	—	11,171,141	8,126,218	3,044,923	—	—
上記以外	9,858,190	147,505	—	—	9,661,055	149,679	—	—	—	
個人	5,813,660	5,810,165	—	—	6,535	6,486,104	6,483,313	—	—	5,750
その他	6,281,926	1,089	—	—	—	5,699,717	—	—	—	—
業種別残高計	169,248,241	16,056,839	5,969,487	—	6,535	165,970,880	15,763,849	8,260,297	—	5,750
1年以下	129,931,079	206,905	—	—	—	125,471,374	206,118	100,042	—	—
1年超3年以下	1,422,213	817,679	604,534	—	—	1,672,855	769,088	903,767	—	—
3年超5年以下	1,570,173	969,289	600,883	—	—	2,421,244	1,117,959	1,303,284	—	—
5年超7年以下	1,523,785	1,223,121	300,664	—	—	2,284,411	1,683,189	601,222	—	—
7年超10年以下	4,128,415	3,527,429	600,986	—	—	3,440,047	2,438,744	1,001,302	—	—
10年超	12,859,422	8,997,004	3,862,418	—	—	13,538,304	9,187,626	4,350,678	—	—
期限の定めのないもの	17,813,150	315,411	—	—	—	17,142,642	361,123	—	—	—
残存期間別残高計	169,248,241	16,056,839	5,969,487	—	—	165,970,880	15,763,849	8,260,297	—	—

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	6,724	2,570	—	6,724	2,570	2,570	1,889	—	2,570	1,889

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
国内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売 ・飲食 ・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウエイト 0%	—	16,633,084	16,633,084	—	16,106,931	16,106,931
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	5,149,642	5,149,642	—	5,393,732	5,393,732
	リスク・ウエイト 20%	—	130,269,109	130,269,109	—	126,136,215	126,136,215
	リスク・ウエイト 35%	—	30,068	30,068	—	17,468	17,468
	リスク・ウエイト 50%	3,009,172	—	3,009,172	4,311,131	—	4,311,131
	リスク・ウエイト 75%	—	250,222	250,222	—	272,047	272,047
	リスク・ウエイト 100%	403,784	9,990,951	10,394,736	403,651	9,869,895	10,273,546
	リスク・ウエイト 150%	—	4,462	4,462	—	4,284	4,284
	リスク・ウエイト 250%	—	5,878,758	5,878,758	—	5,826,537	5,826,537
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		3,412,956	168,206,301	171,619,258	4,714,783	163,627,113	168,341,896

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融 機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機 関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第 一種金融商品取引 業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	1,924	—	—	1,523	—	—
中小企業等向け及び 個人向け	16,952	—	—	15,756	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業 向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	18,876	—	—	17,279	—	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金又は直接償却の設定をしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	5,467,393	5,467,393	5,467,393	5,467,393
合 計	5,467,393	5,467,393	5,467,393	5,467,393

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される

エクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,137,003	4,054,462
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、
当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく
定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	868	1,062	133	143
2	下方パラレルシフト	0	0	8	0
3	スティープ化	1,202	1,375		
4	フラット化	60	454		
5	短期金利上昇	383	481		
6	短期金利低下	763	595		
7	最大値	1,202	1,375	133	143
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,870		7,528	

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:千円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	57,910	4,611

(注1) 対象役員は、理事29名、監事6名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員組織代表者、組合員代表者、学識経験者から選出された委員4人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、任期ごとに役員退任給与支給内規に基づき算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

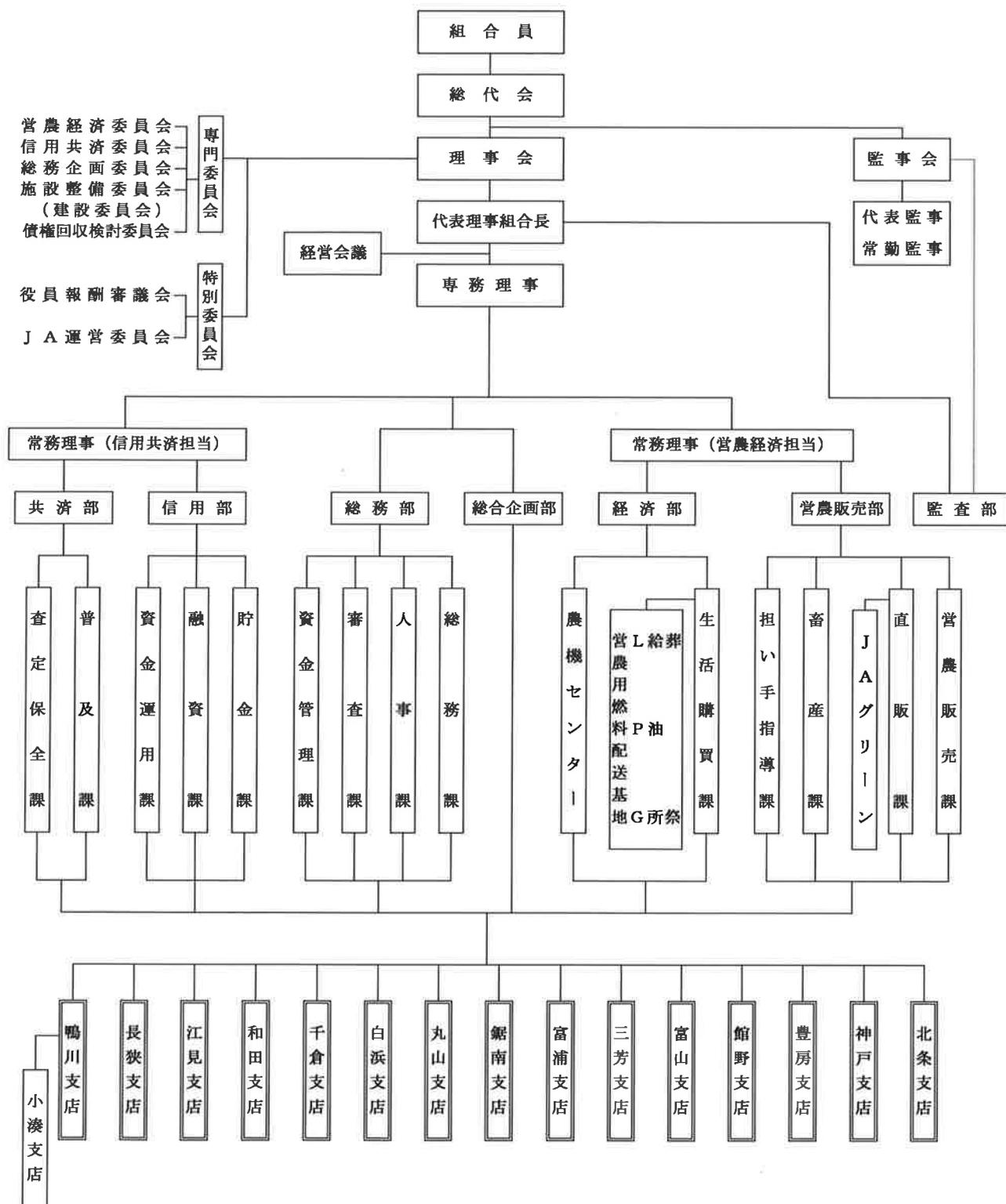
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受取るもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

【JAの概要】

1. 機構図

令和5年4月1日



2. 役員一覧

(令和5年4月1日現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	就任年月日	任期満了年月日	備考	
						実・認※	
代表理事 組合長	松元 善一	常勤	有	R4年3月26日	R7年 通常総代会日	実	実務精通者
専務理事	高橋 實	常勤	無	〃	〃	実	総務・全体・実務精通者
常務理事	笹子 敏彦	常勤	無	〃	〃	実	営農経済担当理事・実務精通者
常務理事	飯塚 和夫	常勤	無	〃	〃	/	専門の有識・信用共済担当理事・実務精通者
理事	鈴木 衛	非常勤	無	〃	〃	認	総務企画・施設整備・建設委員
理事	早川 善行	非常勤	無	〃	〃	認	営農経済委員
理事	中間 勝幸	非常勤	無	〃	〃	/	営農経済・債権回収検討委員
理事	須田 幹夫	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・債権回収検討委員
理事	小澤 公雄	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・債権回収検討委員
理事	若林 信夫	非常勤	無	〃	〃	認	総務企画・施設整備・建設委員
理事	小柴 祥司	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画委員
理事	鈴木 庸治	非常勤	無	〃	〃	/	営農経済委員
理事	柴山 春雄	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・債権回収検討委員
理事	重田 修一	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
理事	小澤 初男	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画委員
理事	鎌田 哲夫	非常勤	無	R5年3月25日	〃	実	営農経済委員
理事	高木 豊	非常勤	無	R4年3月26日	〃	認	営農経済委員
理事	青木 一男	非常勤	無	〃	〃	認	営農経済・施設整備・建設委員
理事	渡辺 高享	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画委員
理事	森 聰	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・債権回収検討委員
理事	長谷川俊一	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・債権回収検討委員
理事	吉田 茂樹	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画・債権回収検討委員
理事	川名 千秋	非常勤	無	〃	〃	実	総務企画・債権回収検討・建設委員
理事	古市 一雄	非常勤	無	〃	〃	実	信用共済・施設整備・建設委員
理事	松井 寛徳	非常勤	無	〃	〃	認	信用共済委員
理事	野村 静雄	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
理事	佐瀬 秀男	非常勤	無	〃	〃	実	営農経済委員
理事	鈴木 玲子	非常勤	無	〃	〃	実	女性・信用共済委員・パート職員
理事	小坂千枝子	非常勤	無	〃	〃	実	女性・総務企画委員・嘱託職員
代表監事	錦織 英光	非常勤	/	〃	〃	/	
監事	佐野 富雄	常勤	/	〃	〃	/	実務精通者・常勤監事
監事	山田 和明	非常勤	/	〃	〃	/	
監事	三浦 庸一	非常勤	/	〃	〃	/	
監事	高梨 純	非常勤	/	〃	〃	/	
監事	鎌寄 美光	非常勤	/	〃	〃	/	員外監事

※実・実践の能力者

※認・認定農業者

3. 会計監査人の名称

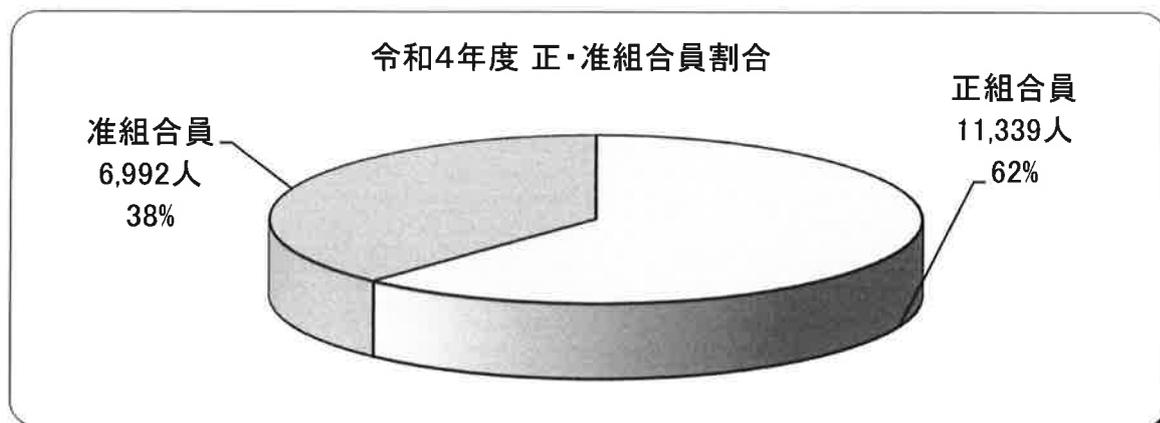
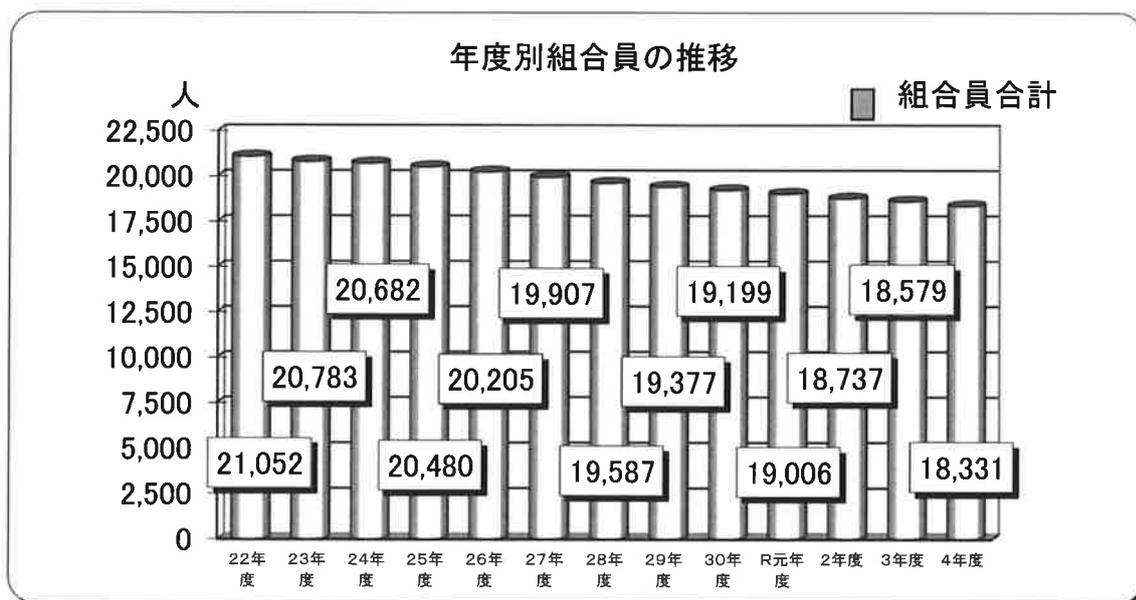
みのり監査法人(令和5年3月現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

4. 組合員数

(単位:組合員数)

資格区分	令和3年度末	令和4年度末	増減
正組合員	11,604	11,339	△ 265
個人	11,525	11,254	△ 271
法人	79	85	6
准組合員	6,975	6,992	17
個人	6,885	6,903	18
法人	90	89	△ 1
計	18,579	18,331	△ 248



5. 組合員組織の状況

組合員組織

組 織 名		構成員数	組 織 名		構成員数	
花 卉 部		675 名	野 菜 部 会		818 名	
専 門 部 会	ス ト ッ ク 部 会		専 門 部 会	菜 の 花 部 会		
	菜 の 花 部 会			パ セ リ 部 会		
	ス ナ ッ プ 部 会			し し と う 部 会		
	ス タ ー チ ス 部 会			い ち ご 部 会		
	カ ー ネ ー シ ョ ン 部 会			枝 豆 部 会		
	き ん せ ん か 部 会			伏 姫 和 牛 改 良 組 合		31 名
温 室 び わ 組 合		35 名	酪 農 部 会		7 名	
女 性 部		174 名	年 金 友 の 会		9,378 名	
青 年 部		15 名	ゲ ー ト ボ ー ル 部 会		33 名	
J A グ リ ー ン 産 直 友 の 会		533 名	グ ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ 友 の 会		132 名	

地区組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
館山市いちじく組合	8 名	南房総市丸山農業研究会	11 名
館山市水稻受託組合	15 名	鴨川ビニールハウス研究会	14 名
三芳柑橘組合	29 名	JA安房鴨川水稻種子生産部	28 名
房総里味米栽培グループ	13 名	JA安房鴨川水稻研究会	43 名
JA安房丸山柑橘部会	25 名	JA安房鴨川農地受託者協議会	46 名
千倉柑橘組合	11 名	ベイスシア出荷者部会	26 名
JA安房鴨川柑橘部会	6 名		

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

館山市
南房総市
鋸南町
鴨川市

} 全域

JA安房の場所



8. 沿革・あゆみ

年 月 日	項 目
平成8年 4月1日	安房農業協同組合発足
平成9年 1月1日	J A安房・安房畜協合併
5月12日	勝山支店新装オープン
平成10年 5月27日	J A安房年金友の会設立
6月19日	J A安房花卉部設立
8月3日	館山ライスセンターオープン
平成11年 3月4日	館山育苗センターオープン
平成12年 4月1日	訪問介護ステーション事業開始
平成13年 6月1日	J A安房ししとう部会設立
6月28日	とみやまふれあいSSオープン
12月4日	J A安房カーネーション部会設立
12月12日	J A安房金仙花部会設立
平成14年 9月20日	J A安房農薬安全対策本部設置
12月16日	J A安房共選部会連絡協議会設立
12月30日	小湊支店新装オープン
平成15年 9月29日	豊房支店ATM設置
平成16年 8月10日	J A安房いちご部会設立
平成17年 3月26日	機構改革により店舗統廃合実施
4月8日	J Aグリーン館山店オープン
平成18年 1月10日	千倉支店新装オープン
7月13日	虹のホール丸山オープン
平成19年 4月9日	白浜支店新装オープン
4月19日	米立体低温倉庫竣工
4月19日	花卉集出荷場竣工
平成20年 9月11日	館山給油所セルフオープン
平成21年 3月1日	J A安房・J A鴨川合併
7月17日	J A安房青年部設立
12月6日	真空予冷装置・保冷設備竣工
平成22年 3月23日	北条支店新装オープン
平成23年 10月19日	合併15周年記念感謝のつどい開催
平成24年 1月17日	虹のホール安房オープン
8月1日	南房総農業支援センター設立
平成25年 3月12日	和田支店新装オープン
8月1日	和田給油所セルフオープン
11月19日	営農用燃料配送基地オープン
平成26年 10月2日	丸山支店増改築オープン
平成27年 12月25日	富浦支店竣工
平成28年 1月9日	合併20周年記念式典
平成29年 10月10日	安房一豆（枝豆）生産・販売開始
平成30年 12月28日	J Aグリーン館山店新装オープン
令和元年 6月27日	J A安房枝豆部会設立
令和2年 6月22日	情報セキュリティシステム導入
令和3年 1月18日	神戸支店野菜・花き集出荷場施設竣工
令和4年 7月28日	南房ライスセンター事務所竣工

9. 店舗等のご案内

(令和5年4月1日現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置台数
本 店	館山市安東72番地	0470-24-9111	1 台
北 条 支 店	館山市北条 2032-1	0470-22-8249	1 台
神 戸 支 店	館山市佐野 2260-1	0470-28-0559	1 台
豊 房 支 店	館山市大戸 191-9	0470-22-2195	1 台
館 野 支 店	館山市安布里 448-1	0470-22-3182	1 台
富 山 支 店	南房総市久枝 50	0470-57-2621	1 台 店舗外 1 台
三 芳 支 店	南房総市谷向 56	0470-36-2211	1 台
富 浦 支 店	南房総市富浦町原岡881-1	0470-33-3311	1 台
鋸 南 支 店	安房郡鋸南町竜島1006-5	0470-55-1551	1 台
丸 山 支 店	南房総市岩糸 2601-1	0470-46-4111	1 台
白 浜 支 店	南房総市白浜町白浜 15305	0470-38-3915	1 台
千 倉 支 店	南房総市千倉町瀬戸 2712-31	0470-44-1131	1 台
和 田 支 店	南房総市和田町下三原 390-6	0470-47-3811	1 台
江 見 支 店	鴨川市東江見324-1	04-7096-1122	1 台
長 狭 支 店	鴨川市松尾寺465-1	04-7097-1147	1 台
鴨 川 支 店	鴨川市八色557-1	04-7092-3531	1 台 店舗外 1 台
小 湊 支 店	鴨川市内浦 411-16	04-7095-2953	

JA安房 ディスクローチャー誌 (2023年)

2023年4月発行

編集発行

安房農業協同組合

総務部 総務課

千葉県館山市安東72番地

電話 0470-24-9111



JA安房

〒 294-0005

千葉県館山市安東72番地

安房農業協同組合

TEL 0470-24-9111

ホームページ

<https://www.ja-awa.or.jp>